

《 施設整備に係る補助金について 》

1. 施設整備費に係る補助金

◎小規模多機能型居宅介護(介護予防)事業所・・・1施設当たり**39,600千円**(上限)
地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

(1) 補助対象

施設の新規整備

(2) 対象経費

① 工事費又は工事請負費

これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

② 工事事務費

工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。

※別の補助金等において別途補助対象とする費用を除く。

(3) 補助対象外

① 既に実施している事業に係る費用

② 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る費用

③ 土地の購入及び造成等の個人の資産を形成するために要する費用

④ 既存建物の購入(既存建物を購入することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の購入を除く。)に要する費用

⑤ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用

⑥ 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等以外の外構整備に要する費用

⑦ 南国市介護保険施設開設準備支援事業費補助金の交付の対象となる費用

⑧ その他施設整備費として適当と認められない費用

2. 施設開設準備経費に係る補助金

◎小規模多機能型居宅介護(介護予防)事業所・・・・・・・・・・**989千円**×宿泊定員数
開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援することを目的とする。

(1) 補助対象

施設の円滑な開設又は増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費のうち、補助対象期間内に納品及び支払いが完了しているもの。以下に補助対象経費を例示します。

需用費、 備品購入費	介護ベッド・機械浴・介護備品・医療機器・食器類・福祉車両等の初年度設備の購入費 ・利用者の処遇・サービス提供に必要な設備のみを補助対象とする。 ・通常施設建設費に含まれる附帯設備（空調設備等）は補助対象外とする。 ・車両購入費も補助対象となるが、重量税額等公課費分は補助対象外。（自賠責保険額分は補助対象） ・パソコンや介護報酬ソフト等も可。 ・ただし、開設後に係る経費の前払い性質があるもの（通信料等）や、長期間にわたる保証契約は対象外。 ・取得額 30 万円以上の備品については、省令で定める期間、財産処分の制限がかかる。
使用料及び 賃借料	・開設準備室の賃借料（開設する施設、事業所の賃借料は対象外） ・説明会等の会場使用料 ○地域住民を対象とした事業への理解を深める説明会 ○職員募集のための説明会 ○利用希望者や家族に施設や処遇の内容を紹介する説明会 等
報酬	労務管理、会計処理、開設届出書類等の作成等に係る報酬
給料・職員手 当等・共済 費・賃金	介護・看護職員等の人件費 ・開設準備に必要と認められる人件費に限る。 ・他施設で研修を行う場合、他施設のための労働とならないよう注意する。 ・施設の開設準備に真に必要な場合は、事務職員の人件費も対象となる。 ・開設前の訓練期間（6 月間）に限る。 ・諸手当（通勤手当、資格手当等）も補助対象となる。 ・税や社会保険料等の控除前の総支給額を計上できる。 ・非常勤職員についても対象となる。
旅費	職員の研修旅費
役務費、委託 料	職員募集や開設にあたっての周知・広報のための経費 ・利用者向けパンフレット、施設案内ホームページ製作 ・職員募集広告の求人情報誌・求人情報サイトへの掲載

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の 6 か月間です。

※施設整備費に係る補助金、施設開設準備経費に係る補助金ともに経費を重複することはできません。

(2) 補助対象外

事業開始に必要な経費として適当でないと認める費用

3. 補助金に係る留意事項

- ① 交付決定前に入札・着工を行った場合は、補助金は交付しない。
- ② 建設工事請負業者については、本市による補助金交付決定後、原則として申請者主催の一般競争入札により決定すること。一般競争入札によりがたい場合は、指名競争入札により決定することとし、事前に本市と協議すること。入札の手続きは本市における入札手続きの例によるものとし、あらかじめ入札参加業者を市に届け出る必要があること。
- ③ 事業を実施するために必要な調達を行う場合にも、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。一般競争入札によりがたい場合は、市と協議すること。
- ④ 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、市の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑤ 物品の調達は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- ⑥ 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造、木質化、備品等の木質化に努めること。
- ⑦ 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。
- ⑧ 施設整備に係る当該補助金について、南国市介護基盤整備等事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、関係する法令等を遵守すること。
- ⑨ 以下の区域において、施設整備を行う場合には、当該補助金交付申請までに立地の安全性にかかる協議を行うこと。

対象とする区域は、次に掲げる区域であり、施設整備を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条第 1 項により別途定めた区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第 9 条第 1 項により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項により別途定めた区域
砂防指定地	砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第 2 条により別途定めた区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項により別途定めた区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項により別途定めた区域
洪水浸水想定区域	水防法（平成 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項により別途定めた区域

4. 補助金交付の流れ

